

住民調査と計画策定の課題

志賀 文哉

Agendas of Residents Survey and Planning

SHIGA, Fumiya

E-mail: fshiga@edu.u-toyama.ac.jp

キーワード: 住民調査, 計画策定, 住民参加, 専門的支援

keywords: Residents survey, planning, resident participation, expert assistance

I はじめに

かつて地方自治では行政運営を基本構想に基づくものとされたが、2011年8月に地方自治法における基本構想の策定義務が解かれ、それに伴って表面的には基本計画や実施計画の必要もなくなり総合計画の必要性が低減したかにみえる。しかしながら、基本構想には住民生活の安定向上、人間形成等に関する事項、基本計画にはハード・ソフト両面の社会福祉整備が盛り込まれてきたのであり、それらが必要なくなったとは考えにくい。特に計画に含まれる「住民または住民団体の生活及び生活活動を指導助長する施策」は住民生活に深く影響するものであり、また住民同士の支えあいを高めていくことが望まれる現状を考えると、基本構想の下で基本計画や実施計画を策定する必要性は以前よりも高まっていると考えられる。実際、地方自治法第2条第4項の削除後の総合計画の方向性としては、地方自治のガバナンスにおいて、「法律による義務に応じた計画策定から、住民本位の計画策定への転換が図られ、市町村の自主的な取り組みとしての総合計画に生まれ変わる」ことが求められるようになったと考えるのが妥当である。そうであるならば、住民本位の計画のあり方や実効性が問われるようになっているのであり、いかに住民の声を集め、計画を策定し実行できるかが自治体や関係機関には問われているといえよう。

本稿では、行政計画の基本的な内容を踏まえた上で、住民が関わる調査のあり方とそれを反映する計画策定について、事例も含めながら、その課題を指摘する。なお、地方自治法の変遷や改定の影響については、これを分かりやすく整理した公益財団法人

東京市町村自治調査会報告書『市町村の総合計画のマネジメントに関する調査研究報告書』を主な参考資料とする。

II 総合計画の基本構成について

2011年8月に地方自治法の一部を改正する法律が施行されるまで、市町村では基本構想の策定が義務付けられており、以下の図1に見られる構成で総合計画を体系化するものとされていた。

基本構想	
総	行政運営の基本的な理念や方向性、目標を示す
合	基本計画
計	基本構想に基づき実施する具体的な施策を示す
画	実施計画
	基本構想に基づき実施する具体的な事業を示す

図1 総合計画の体系

このことがよく分かる実際の計画には2010年生駒市総合計画(第5次総合計画)がある。総合計画の冒頭には、図1の三構成の計画期間を示した上で、市民に分かりやすい説明をそれぞれ加えている。

しかし、体系化された総合計画は練り上げられたものである一方、網羅的・全般的に示した政策等は浅く広く(総花的に)示しがちで優先順位がわからないという問題を抱えやすいという指摘や計画時に財源の裏づけが明確でないために実現できるかは不確かな場合が含まれるという問題もみられる(東京市町村自治調査会, 2013年)。何でも計画に盛り込み市民が関心を持つことに配慮した印象は与えるこ

とができて、実効力を伴う計画としては不十分な場合があるということであろう。すべてがそうであったということではないが、たとえば改正地方自治法施行後の2012年4月に基本構想を長期基本計画からはずした東京都武蔵野市の例のように従来の総合計画のあり方を改変する動きもあり、策定内容を実現していくための計画のあり方が問われるようになっていと考えられる。

一方で、実施計画レベルのものは、地方自治法に基づき基本構想に吊り下げ式で策定されるものばかりでなく、別法に規定されているものがあり、地方自治体ごとの地域状況に包括的に対応するために策定されたり、さらに関連計画と一体的に策定されたりする場合がある。市町村地域福祉計画は行政計画であるが社会福祉法第107条に規定されており、さらに市町村社会福祉協議会が担う市町村地域福祉活動計画がより具体的な活動や事業を進めるための計画として一体的に策定されることがある。地域福祉計画には、高齢・障がい・児童・保健等の分野別計画と総合計画との間にあるという位置づけがある(原田, 2017年) 同様に別法に定めるものとして老人福祉法に基づく高齢者福祉計画などがあることから、市町村の地域住民の生活に即した保健福祉関連の計画は個別法によって策定される。

Ⅲ 住民調査と実施計画

1. 市民参加と住民調査

住民意識を把握するための方法は、誰が調べるかの調査主体、誰を調べるか調査対象、また何のために調べるかの目的、どのくらい調べるかの程度などにより、最も適した方法を選択することが求められる。市民参加の方法として、表1のような方法があ

表1 市民参加の手法と概要

手法	具体的な手法例	メリット	デメリット
間接型	アンケート調査、パブリックコメント、タウンミーティング	幅広い市民意見の収集が可能	市民の参加実感は薄く、意識反映状況も共有困難
直接型	審議会委員、ワークショップ	詳細なニーズ把握や市民アイデアの収集が可能、当事者意識の醸成	参加市民の意見は限定的であり、代表性が担保されない恐れ

出典：市町村の総合計画のマネジメントに関する調査研究報告書、p63を一部改変

り、具体的な手法のようにどれも一般的に使われているものである。さしあたり、間接型の「パブリックコメント」や「タウンミーティング」は市民の政策参加の手法として用いられることが多くなった。また直接型の「ワークショップ」は小グループで密に議論し学習する手法として参加型市民教育の方法としてなじみがある。表には示されていないが、他に、少人数での議論を繰り返し全体の意見を共有していく「ワールドカフェ」を地方自治体がホームページ作成のプロセスで実施する例もある。

このように市民参加の手法が多様にある中で、住民を対象にした調査が果たすべき役割を考えた時に、「合意形成という社会的プロセス」に注目し「市民調査」の可能性を見出しているものが興味深い。複数の価値観が共存し複雑で可変的な社会を「多元性と不確実性」という表現で捉え、そのような社会にあっては「合意形成」が重要であるとする(宮内, 2016年)。唯一の正しさという基準ではなく、社会的な議論を通して正しさ・妥当さを見出していくという考え方である。従来の効率を重視する目的合理性ではなく、ハーバーマスによる「コミュニケーション的合理性」に親和的な考え方であるといえる。

それゆえ、市民調査では、住民自らによって行われ、インタビューなどの質的な調査が用いられるが、統計的手法と発展したアンケートによる量的な調査にも市民の意見や意識を広く把握できるメリットがあり、行政計画などでは事前のニーズ調査として広く行われている。

2. 住民調査の例—I市地域福祉活動計画におけるアンケート調査

一例として筆者が関わった福祉計画(実施計画レベル)策定のための住民アンケートを挙げる。アンケート調査は既に見た表1の特徴を有し、デメリットの扱いや回収率をどのように高めるかの課題もあるが、調査実施主体としては、地域住民の意見や意識をできるだけくみ上げて計画策定の際の考慮材料とし、調査に参加した住民にはその計画実施を通して満足を与えることが使命となる。

I市では、同市町村社会福祉協議会は同市と連携して地域福祉計画および地域福祉活動計画の策定にあたっている。前者は社会福祉法に基づいてI市が策定するもので10ヵ年の計画、後者はI市社会福祉協議会がその10ヵ年計画の内容を具体化する計

画として5年ごとに策定することになっている。

市町村が策定する地域福祉計画と同じ市町村の社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画が連携し一体的に策定するというやり方が進められる中で、事前の調査段階から市・市社会福祉協議会が連絡を取り合い、質問紙の内容について相互了解を踏まえて決めている。市社会福祉協議会が質問紙案を作成するにあたり、筆者に助言を求め、また結果についての一次コメントも依頼されたものである。

表2 調査結果概要

調査対象	I市内在住の18歳以上男女
調査対象者数	2000人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査期間	2015年4月1日～4月30日
調査方法	郵送配布及び郵送回収(郵送法)
回答状況	回答者数：1002人、回答率50.1%

注：I市『「地域福祉に関するアンケート調査」に係る結果報告書』を参考に筆者加筆修正。

アンケート調査は、上記表2に示す間接的な手法で、住民の参加実感は乏しく意見が取り入れられたかを確認するのは難しい手法に類することになる。

調査結果からすれば、調査期間1カ月間で回答率50.1%の成果は、個人情報保護法施行(2005年4月全面施行)後の調査として悪くはない。ただし、調査対象を「市内在住の18歳以上男女」とした時に、住民基本台帳をベースに無作為抽出すると、進学等で実際には調査地域に不在の者が含まれ、その者らが調査対象となった場合には回答が得られない可能性を高めてしまったり、回答があっても「在住者でない者」からの回答という点で結果に歪みが生じたりする問題がある。本調査前にその点を検討したものの、I市が実施する「他の調査と足並み(条件)をそろえる」という理由から同市側の了解を得られず、調査票において「市内にお住まいの18歳以上の方」という表現を採用することになった経緯がある。

このことのように、他とのバランスをとるという考え方が実態・実像を把握する場合に好ましく影響を与える場合がある。本調査においては、1つ前の計画策定(2011年)の折に実施した調査結果との比較を行うために、基本的には調査票を改変せず、「削除もしくはいくつかの質問項目の追加」に止めるものとされた。しかしながら、地域生活の変化は

3～5年のうちに著しく変化することが珍しくなく、政策面の機敏な対応も必要になっている中で、前回調査との比較を理由に、地域の現状を浮き彫りにしていく努力をしないとすれば問題である。必要な質問項目を絞り込みつつも新しくたずねて明らかにすべき項目は躊躇なく加えるべきである。そのことも地域住民の参加実感を高めたり、地域の関心事が政策に反映することの意義を確かめたりすることにつながるものである。

3. 調査の結果とその利用について

I市が実施した調査の結果の主要部分は、I市『「地域福祉に関するアンケート調査」に係る結果報告書』に明らかにされている。実施計画を地域福祉活動計画として、その具体的な事業内容を決めていくために、調査を実施しそれをまとめたものが本報告書ということになる。ここでは、まずその調査結果報告の要点を確認した上で、調査票作成に関わった筆者が助言した主な内容を示したり、着目点の相違等を明らかにしたりしつつ調査の利用の実際を中心に記す。

3.1 地域特性(回答者の年齢と居住年数)について

今回の調査で最多であったのは60歳代であり、60歳代以上が過半数を占め、増加傾向にあることの指摘があった。一般的な地域住民の高齢化傾向を示す記述である。

しかし、実施年が2015年であることから、団塊の世代がすべて65歳以上高齢者枠に含まれ、高齢化を加速化している事実は「60歳代」という括りでははっきりしない。筆者は高齢化傾向をみるうえで、60歳代に次いで70歳代も第2位の割合を占め増加傾向にあること、またそれと同時に質問票中の別項目である居住年数の「40～49年」の増加を特徴とする居住の長期化・居住者の固定化の傾向を指摘した。単に地域住民の高齢化を指摘するだけでなく、新規居住者(流入者)や転出者が少なく変化が低調な地域の状況を示したものである。

調査では概して質問ごとの単純回答を基本とした報告書を作成しやすい。それは縦断調査として経時的変化を追跡する上で分かり易いという利点はある。ただ、1項目ごとの分析では断片的な事実をみるにとどまるので、いくつかの結果を合わせてどう解釈できるかを探る必要があり、そこに地域特性が見出

されることもある。5年に1度の調査頻度で単項目の変化をみるにとどめず、総合的解釈のために例えばどの項目とどの項目を同時にみるか、という広い視点を持つ必要がある。

3.2 職業属性の活用について

調査では職業について調べ、パート・アルバイトを含む有職者が54.1%を占めていることを明らかにしている。そのうち、26.9%は「会社員」であることも円グラフの掲載により分かるようになっている。しかしながら、上述の60歳以上高齢層が過半数を占めるという結果と齟齬がないかを含めての実態を示すには年齢と職業のクロス集計を行うなどで確かめる余地がありそうである。

筆者がデータの一次処理を確認したところ、前回調査時に作成されたソフトデータにより自動処理プログラムを組んだフォーマットを継続利用しており、クロス集計ができないものになっていた。結果としてデータ数は1,000を超え新たに入力をし直すことも作業工程上できず、項目間の関連を探ることができなかった。

そうした限界を確認しつつ、筆者としては有職者らを中心とした納税者に対する「生活福祉向上」をどうするかが課題とのコメントを付した。

なお、「通勤・通学先」の調べでは、「県外」が2.1%であり県外に進学した学生を含むことが示唆されるが、無回答が31.6%となっており、調査対象者の居住や属性、生活の実態をつかむには問題がある調査結果となった。

3.3 同居家族とケアについて

調査では同居する家族の詳細を明らかにするべく、いくつかの選択肢を示し、複数回答を求めている。その中には、「65歳以上の方」「乳児(1歳未満)」「障害のある方」という選択肢が含まれる。これらについては、選択された全数をもとにそれぞれの選択肢の割合を示しており、全体で100%となる。潜在的なものを含めケアの必要を探る場合に、それぞれの割合も参考にはなる。たとえば、「65歳以上の方」が3割を超えているという状況は高齢者を主な対象とする介護保険の重要性を認識することにつながるといえる。

しかしながら、ダブルケアなど深刻なケアの必要を認識するためには、1つの世帯内での重なりを見

る必要がある。たとえば「乳児(1歳未満)」と「障害のある方」が同時に世帯にいる場合などである。障害者にも障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスの利用があるが、在宅で24時間介護保障はまれであるし、2012年時点で富山県内では実現していない。フォーマルサービスで対応できなければ家族ケアでの対応が迫られる。家族ケアの担い手への過重な負担はダブルケアとなれば相当大きなものになるといえる。

この点について、当方は潜在化している「ケアが必要な高齢者・障がい者・乳児が一つの世帯に存在するケース」について報告書ではそうした課題のある世帯の存在を示唆する言及がなされたが、それを具体的に示すデータはなく、具体的に踏み込んで検討できるものにはならなかった。

3.4 地域とのかかわり・助け合いについて

近所づきあいの必要性は85.2%、互助の必要性は90.4%が認識しているという結果であると同時に、地域行事参加は51.8%という結果であった。後者について、参加理由には義務感や地域の役職であることが4割以上を占め、不参加理由には時間的な余裕がないこと、行事内容等が魅力的でないことが合わせて4割を超えていた。これについて報告書は不参加理由に関連し、興味・関心が持てる行事であれば「時間がないとはならない」のではないかということ提起している。

一方で、地域で「手助けできること」および「手助けしてほしいこと」について、「見守り・声かけ」と「災害時の手助け」が多くを占めていた。

これらのことを合わせて考えてみると、一見して地域の付き合いは維持されているように見える中で、実際にはやむを得ずという義務的参加の特徴が垣間見え、地域での手助けに平時からの積極的なかかわりを見て取ることに無理がありそうである。

そうであるならば、魅力的な行事を組めば行事参加の動機を作るだけでなく時間的な余裕がないという状況を変えていけると期待するのは難しい。「時間がない」ことは都合のよい言い訳になりやすく、意識の変化が伴わない限り覆すのは簡単ではない。

こうした場合に、地域行事の参加理由の積極的姿勢を示す「仲良くしたい」「楽しい」という意識を持つ人の地域行事運営への参加を促す方法を検討しコアな参加層を開拓・維持していくことや地域での

支えあいの「需給関係」（「手助けできること」と「手助けしてほしいこと」）をマッチングできるような仕組みを整えることが地域のかかわりや支え合いの保持を進める一つの考え方であることを筆者はコメントしたが、報告書では汲み取られなかった。

3.5 福祉施策のプライオリティ（何を優先すべきか）

ボランティアによる社会貢献の意思について「わからない」という意見が回答の約半数を占めていた。貢献する意思がある人は「自分の成長」（27.5%）や「住みやすい地域づくり」（21.4%）という、自分自身や生活環境の向上への視点を持っていることが明らかになった。

また今回から福祉市政の優先項目の一つに「住み慣れた地域で暮らし続けられる取り組み」が加えられ、回答の第2位18.0%（第1位は高齢者福祉、32.5%）を占めた。この選択肢は「地域包括ケアシステム」の本格整備に動く国や行政の動きに対する住民の意識の現状を測るものであったが、第1位と開きがあるとはいえ2番目の関心であり、住民が同システムを認知したものかは分からないものの、誰もが望むであろう生活環境を抽象的に示している文言でもあって、それなりに高い数値を示した。

これらのことから、地域住民との関係を形成するための一つの考え方としては、上記のような意思をもつ住民を潜在的な協力者・協働者と考え、将来を見越したまちづくりにうまく「巻き込んでいく」こと（＝よきパートナーシップの形成）である。「個を支える地域をつくる援助」のためには地域住民が自分たちの生活に対して目を向けることが重要であり、自分に関わることでありと自覚する動機を与えることが地域の課題に目をむけニーズの発見につながる（岩間、2012年）。調査を行い、ニーズを把握する段階にあって見出された潜在的な地域の福祉力を埋没したままにせず、地域住民の主体的なかわりの土台をつくり、その力を地域のために発現できるようにすることが望ましい。

以上、地域福祉活動計画策定にかかる調査と計画策定基礎資料としてのその調査報告書との間にあるズレや問題の主なものを5つ取り上げて記し、調査とその利用の実際について示した。

調査結果の活用の仕方如何で計画への調査結果の反映は異なるので、その相違によってどのような問題を内包するかを次に述べる。

4. 調査における課題

既に上述しているが、筆者が関わった住民アンケート調査とその活用には他にもいくつかの課題がみられた。

結果には示されないプロセスに目を向けると、調査を担当する職員が年度初めの異動で変わり、筆者とI市およびI市社会福祉協議会との間の連絡が中断したまま、調査の実施とデータの集計、その後の調査結果報告書作成が進められてしまったという問題を生じた。この種のことは、筆者が関わった計画で特異的に生じたものではなく、「県民意識調査」では「通常の人事異動で配属された職員」が調査担当となっていることは共通するところであり（大谷、2016年）、専門的知識を持たない職員が担うことも生じうる。

調査期間を過ぎた時期に、筆者から連絡を取って初めて担当者の変更を知り、すでに調査の集計に入っていることを知ったという事実は、調査実施や集計の留意点などの助言を与える機会を失ったことを意味する。行政等が行う調査の先例については、主としてサンプルサイズについて示しているものを3市町提供したのみであった。調査票が出来上がった時点ではデータの集計法（例えば、単純集計やクロス集計、場合により因子分析なども）は予定されているので、それ以降は密な打ち合わせは必要なくなることもあるが、データサンプリングの詳細や調査票の変更点の確認をしておくことは調査に取り組む意識を高めることになり、また集計を解釈し、計画策定上のポイントをつかむ上で重要になる。

そうした、いわば基本的な調査環境が築かれなままに調査が進められたために、今回の調査で新しく加えた重要な選択肢項目である「住み慣れた地域で暮らし続けられる取り組み」の選択回答を見落としそうになる問題が生じた。集計作業で前回と同じフォーマットを使おうとしたために、以前にはなかった項目の入力枠がなく、処理作業から外れてしまったことによるケアレスミスだが、助言協力した者としては集計作業時にその部分の関心を高めるような働きかけが可能であったために、取りこぼさずに済んだのである。地域包括ケアシステム推進下での住民の意識を問うために必須の項目であったので項目が抜け落ちていたとすれば計画策定上、重要な考慮項目を失ったことになる。

IV ニーズを計画に反映するための専門的支援

上述のとおり、住民調査を踏まえた計画策定の例は十分な検討がなされず調査が計画に片影できなかった例の一つといわざるを得ない。まずは調査実施主体と助言者の関係構築を確かなものにする必要がある。東日本大震災後に宮城県岩沼市が将来構想を含む復興計画を策定する際には、住民参加によるワークショップと行政担当者との協議が重ねられたが、その間にはまちづくりの専門家による支援があった。阪神淡路大震災の復興時に一部に見られた、トップダウン式で復興計画と都市計画を与えるようなやり方では住民と行政の対立を招き、その後の生活の主演＝住民がその地を離れてしまう問題が生じうる。そうした反省を踏まえ、効果的な計画策定に結実したのは専門家のメディエーション機能は重要であり、中立的な立場に必要な助言を行うことが計画策定を促進することにもなる。

討論型世論調査による直接型市民参加の手法は注目されるニーズ把握の方法の一つである。同調査は、「通常の世論調査とは異なり、1回限りの表面的な意見を調べる世論調査だけではなく、討論のための資料や専門家から十分な情報提供を受け、小グループと全体会議でじっくりと討論した後に、再度、調査を行って意見や態度の変化を見る」（慶応義塾大学 DP 研究センター）もので一種の社会実験とされる。この種の方法により住民から十分に深まった認識を得るということは、ある程度集約化されたニーズを把握するものともいえ、専門家がそれを踏まえた計画を策定する新しい方法として期待できる。このように、計画を作る上での重要な情報源である住民に対し、計画策定主体や専門家が具体的に働きかけつつニーズを把握することが可能ならば、課題を抽出したり、必要な場面で専門的な支援を入れたりすることがしやすくなる。従来よりも専門家は長く関わることになり、策定に関わる学識経験者は、策定までが役割ではなく、その実施過程において進捗確認（モニタリング）など関わりが求められることが多い。

これらは負担が増すことも予想されるものであるがメゾレベル・マクロレベルでも伴走的な支援がなされる環境が築かれれば、結果的に有意義な調査－計画－実施－進捗確認－修正・更新のPDCA型サイクルが構築できると考える。このPDCAのパター

ンは本論の冒頭に指摘した、行政計画の総花性を実効性に変えていく一つの仕組みであり、東京都稲城市のように保険事業実施計画や緑の基本計画、スポーツ推進計画など広く行政計画で用いている自治体も存在する。

V 最後に

効果的な調査と計画策定には上記最後に言及したPDCAサイクルを実際に計画実施の中に入れ込み継続的に取り組む中で定期的に見直しを図っていく仕組みが必要と考えられる。またPlanを立てるには実態把握が必要であるが、「質問で尋ねるべきこと」や「結果の集計・分析」を社会調査協会など専門組織の支援を受けながら、効果的に進めることも必要であろう（大谷、2016年）。冒頭に示したが、現在の地域の現状はめまぐるしく変化しており、現住する生活者である地域住民が何を望み、今後の地域をどうしたいと考えているかなどを把握していくためには効果的な調査－計画の関係を構築する必要があるだろう。2015年「消滅可能性都市」という言葉が示されて以来、地方創生の取り組みとともに議論がなされているところであり、5年計画であっても、少なくとも中間年にどれほど計画が実施できているかを検証するとともに、想定し切れなかった地域の変化や顕在化した課題について早期に実態の把握を進め、次期計画のためのニーズ把握とすることが望ましいと考えられる。地域住民の生活のしづらさの解決や生活利便の向上を図らなければ、地方の人口維持は益々難しくなることも忘れてはならない。

ニーズ把握の方法はアンケート調査が一般的ではあるが、年代ごとに参加者を割り当て市民討議会を構成する方法や討論型世論調査の実施など直接型市民参加の新たな手法を導入することも検討されるべきである。とりわけ人口減少が日本社会全体の問題となっている中では、それぞれの地域で住んでいる人同士がつながりあう機会を意識的に設けていく必要があり、調査と計画策定を住民同士の相互理解や将来ビジョンの共有、そして共有したビジョンを実現する計画の共同策定の絶好の機会と捉え直すことが求められているのではないだろうか。

そして、こうした地域の動きに対して専門的な知識やスキルを有する者の関わり方を考えた時、従来の望ましい会議構成に含まれる「学識経験者」枠を

超えて、一市民一住民の意識をもって関わっていくことが望まれる時代になっていると思われる。本論の範囲を超えるが、行政等との接点の作り方には依然として計画策定に向けての会議という場が存続する一方で、行政が開くタウンミーティングや市町村社協の住民懇談会などの場への参加や開催の提案を、専門家が自ら行うことも必要ではなかろうか。そういう場において実施した調査の結果を説明したり、地域住民の関心・心配を把握できる調査を展開し計画に反映することができるようになることが望ましい調査－計画の関係性ではないだろうか。

宮内泰介：政策形成における合意形成プロセスとしての市民調査 社会学的認識の活かし方，社会と調査，No.17，2016年，pp38-43
東京市町村自治調査会：市町村の総合計画のマネジメントに関する調査研究報告書，2013年

(2017年1月17日受付)

(2017年3月9日受理)

文献／References

- 生駒市総合計画（第5次総合計画）～市民が創るぬくもりと活力あふれるまち・生駒～，平成22年3月，p5
- 岩間伸之・原田正樹：地域福祉援助をつかむ，有斐閣，2012年，pp41-48
- 大谷信介：都道府県庁における県民意識調査の実態と職員研修の現状 長崎県・愛媛県・兵庫県の事例を中心として，社会と調査，No.17，社会調査協会，2016年，pp30-37
- 慶応義塾大学 DP 研究センター：討論型世論調査の意義と概要，http://keiodp.sfc.keio.ac.jp/?page_id=22 (2016/10/20アクセス)
- 全国障害者介護制度情報：47都道府県中39都道府県で24時間介護保障の市町村が出現，<http://www.kaigoseido.net/topics/09/24/kaigohosyou.htm> (2017/1/16アクセス)
- 東京都稲城市保健事業実施計画（データヘルス計画）https://www.city.inagi.tokyo.jp/kenko/kokuho/ta00300220150610165226267.files/data_health.pdf (2017/1/16アクセス)
- 東京都稲城市緑の基本計画：<https://www.city.inagi.tokyo.jp/kankyo/midori/inagishi/midorinokihonkeikaku/index.files/midori07.pdf> (2017/1/16アクセス)
- 東京都稲城市スポーツ推進計画：https://www.city.inagi.tokyo.jp/kurashi/sports/sports_suishinkeikaku.files/suisinkeikaku_honpen.pdf (2017/1/16アクセス)
- 原田正樹：地域共生社会の実現に向けて，『月刊福祉』2月号，全国社会福祉協議会，2017年，p47